

松江市告示第4号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年松江市条例第396号）第7条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月5日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市市民活動センター	松江市灘町38番地1. 株式会社江友	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで